

## 滋賀県高島合同庁舎外部照明LED更新工事 仕様書

### 1 業務名

滋賀県高島合同庁舎外部照明LED更新工事

### 2 業務場所

高島市今津町今津1758 滋賀県高島合同庁舎敷地内

### 3 業務内容の概要

外部照明（水銀灯、蛍光灯）をLED照明に更新する。

内訳：街路灯2基、道路灯1基、壁付外灯26台、軒下ダウンライト2台

### 4 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

更新工事は、施設運営に支障がないよう配慮することとし、原則として平日の8時30分から17時00分に実施することとする。ただし、施設運営に支障のない範囲で上記日時以外の実施も可とする。なお、工事の実施にあたっては、発注者と日程や内容について十分な調整を行うこと。

### 5 履行内容

#### （1）LED照明器具の内容

ア 照明器具は、未使用であること。

イ LED照明器具は、基準品と同等以上の性能を果たす器具とする。

#### （2）設置箇所

別紙図面に示す箇所の照明とする。

#### （3）設置作業

LED照明器具の設置にあたっては、既存の照明器具を撤去し、LED照明器具を灯具ごと交換（街路灯のポールは既設を利用）し、設置すること。

#### （4）既存照明器具の撤去および処分

取り外した照明器具一式は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令に従い適切に処理することとし、処分終了後には、産業廃棄物管理票の写しを発注者に提出することとする。

#### （5）初期不良等、施設に責任のない不具合が、メーカー保証期間（最低1年）に発生した場合、交換・設置まで適切に対応すること。

## 6 見積金額

見積金額には、必要な部材の費用に加え、電気工事や施工に要する費用および諸経費等業務の遂行に必要なすべての費用を含むこと。(別添「参考設計書」のとおり)

## 7 施工条件

- (1) 契約締結後、速やかに施工計画書(施工体系図(施工事業者の資格が分かるものを含む))、設置器具の一覧(メーカー、型番、仕様等)、工程表を提出し、発注者の確認を受けること。
- (2) 作業に着手する前に、発注者と十分に打合せを行い、承認を受けること。また、本業務に関連する他の作業や点検がある場合、工事発注先(下請)と連絡を密にとって相互に協力しあい、円滑な施工に努めなければならない。
- (3) 施工にあたっては、メーカー作業手順書に従い、適切に行うこと。
- (4) 施工事業者は、電気工事業法に基づき登録されている事業者とし、電気工事士の資格を有する者が施工すること。
- (5) 次の現地確認を行うこと。
  - ア 点灯確認(施工前)、点灯試験(施工後)
  - イ 絶縁抵抗測定(施工前、施工後)：分電盤の分岐回路ごとに施工前後の絶縁を測定し、施工によって絶縁劣化がないことを確認すること。
  - ウ 電流値測定(施工前、施工後)：照明電灯盤の電流値を測定すること。
- (6) 施工後、速やかに完了届、設置の照明器具の仕様書、現地試験記録、施工カラー写真等を提出すること。なお、写真是着工前、施工中、完成時の各内容が明確に判別できるものとする。
- (7) 関係法令に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。

## 8 その他

- (1) LED照明器具の設置に伴う、配線、器具の設置・保守、発注者への説明、打合せ時の記録作成等LED照明器具設置に関するすべての経費が契約金額に含まれることとする。
- (2) 地域経済の活性化や発展等に資することを踏まえ。受注者は、県内に本店を有する者を優先的に工事発注(下請)先等に選定するよう検討すること。
- (3) 車両の出入りについては、速度制限を遵守し、危険防止に努めること。また必要に応じて、交通整理員を配置するとともに、騒音、振動等の公害が発生しないよう留意し、業務全般に万全の対策を講ずること。
- (4) 資材や機器、重機の搬入、搬出、荷下ろしや荷揚げに際しては、発注者と協議を行い、施設利用者や建築物その他施設に損害を与えないよう、また施設運営についても支障

のないよう安全に十分注意して行わなければならない。

- (5) 業務着手前に付近の状況を調査し、騒音、振動、塵埃の発生、土壤汚染、排水汚染等公害発生のないよう、業務完了まで万全の対策を講じること。
- (6) 日々の清掃に努め、完成後は担当職員の立会検査を受け、合格後に引き渡しを行うこと。
- (7) 作業用水、作業用電力は敷地内既存の施設を無償で利用できるものとする。
- (8) 安全な足場を設置するなど安全確保を行うこと。また、必要に応じて、養生等を行うこと。
- (9) 危険物等については、現場に放置することなく、厳重な保管を行い、盜難を防止するとともに、保管数量についても、作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うこと。

#### 問い合わせ先

滋賀県高島土木事務所 経理用地課防災・経理係 澤井  
住 所：滋賀県高島市今津町今津1758  
電 話：0740-22-6044  
F A X：0740-22-6077  
電子メール：ha37100@pref.shiga.lg.jp